

日本図書館協会図書館情報学教育部会による 「大学において履修すべき図書館に関する科目」の 新規提案の検討

村上 泰子 ・ 北 克 一

1 検討の概要

本稿は、「大学において履修すべき図書館に関する科目」の、今後の展開に対する検討である。大学における図書館司書の資格取得については、図書館法第5条1項、及び同法施行規則第1条に定めがある⁽¹⁾。本稿が対象とする「大学において履修すべき図書館に関する科目」は、この規定に対応する検討である。

なお、我々は、図書館に関する科目について関心を持つ方々と多くの共同研究を、過去15年間に渡って進めてきた。この間の歩みは、文末に参考文献として一覧に示した。本稿ではこれらの研究を踏まえ、今後の図書館に関する科目の検討を行った。

具体的な検討対象は、日本図書館協会図書館情報学教育部会（以下、「部会」）⁽²⁾の提案である。部会は、「社会の変化に対応した新しい『大学において履修すべき図書館に関する科目』」を提起している。この「部会」案について、検討を進める。なお、新規に司書養成科目の成案が、文部科学省の協力者会議等で上梓されても、省令改正を経て、実際に実施されるのはさらに2年程度先の入学生からとなると考えられる⁽³⁾。検討に当たっては、この点も考慮した。

1.1 検討の経緯

第108回全国図書館大会群馬大会（2022年大会）⁽⁴⁾において、第6分科会（「部会」）は、「社会の変化に対応した新しい『大学において履修すべき図書館に関する科目』」をテーマに掲げ、新しいカリキュラムの案を公表した。

現行の大学において履修すべき図書館に関する科目は、2008年度に文部科学省の協力者会議の報告⁽⁵⁾を受けて、2010年度、省令改正を経て実施されてきたものであり、2012年度入学生から適用されている。この司書教育科目は、2023年度において、実施開始後

すでに12年目になる。この間の社会情勢の変容や情報環境の大きな変化は、目まぐるしいものがある。

こうした事態を受けて「部会」は、2022年度第1回研究集会⁽⁶⁾（以下、「研究集会」）において「新しい図書館に関する教育科目」をテーマに取り上げた⁽⁷⁾。

また、第108回全国図書館大会群馬大会（2022年大会）において、前述の分科会を開催している（以下、「群馬分科会」⁽⁸⁾）。

本検討は、この「研究集会」及び「群馬分科会」において「部会」から提起された今後の新しい司書科目（以下、「司書科目（案）」）について検討を行い、新しい司書科目の在り方への一石を投じることを目的とする。

なお検討の主たる対象は、公式に広く入手可能な次の3点とした。このうち、部会『会報』第135号は、群馬大会第6分科会資料の「再掲」である。

- ・「2022年度第1回研究集会が開かれました」部会『会報』第134号，2022年10月，p.9-13.⁽⁹⁾
- ・第108回全国図書館大会群馬大会（2022年大会）2022. 10. 6～10. 7. 第6分科会 図書館情報学教育「社会の変化に対応した新しい『大学において履修すべき図書館に関する科目』」同大会『記録』所収，p.89-97.⁽¹⁰⁾
- ・「第108回全国図書館大会群馬大会 第6分科会報告」部会『会報』第135号，2023年2月，p.1-11.⁽¹¹⁾

1.2 「部会」提案の司書養成科目（案）の枠組み

最初に「群馬分科会」で提案された「司書科目（案）」の枠組みを確認しておく。提案は、「図書館情報学教育部会役員による検討を踏まえた新しいカリキュラム案を提示して、実際の科目改定時の議論につなげたい⁽¹²⁾」との主旨である。

「司書科目（案）」は、端的に言えば、現行の13科目24単位の枠組みを維持した教育内容である。詳細な検討は、次章以降で進める。

2 2022年度第1回「研究集会」

部会が「群馬分科会」に先だって開催した2022年度第1回「研究集会」は、集会及びZoomを組み合わせての実施である。冒頭に趣旨説明として大谷部会長が、「新しい図書館に関する教育科目について」⁽¹³⁾を提起している。

「司書科目（案）」の検討の枠組みとして、省令科目の縛りのもとに、教授内容・教授方法・教授到達度への目配りを提起し、その中で「研究集会」では、教授内容、教授方法を取り上げるとした（担当：青野正太郎部会幹事）。

科目構成を、3つの科目区分（基礎、サービス、情報資源）と3つのレベル（概論、論、演習）、3つの性格（講義、演習、実習）があるとしている。これは現行の司書課程の仕組みの確認である。

このうち3つのレベルについて、後の「群馬分科会」で変更提案がされている。ただし3つのレベルについては必修科目内のみに当てはまるものである。選択科目の「特論」については触れておらず、科目を網羅していない。例えば「図書館実習」は概論、論、演習のいずれにも当てはまらない。また、3つの性格（講義、演習、実習）の「性格」の語彙は分かりづらい。これは大学設置基準上の「授業の方法」である。

ワークショップ実施は、「40分のワークを2回に分けて3つのグループ（「基礎科目」、「サービス科目」、「情報資源科目」）で進める。各ワークは意見出し20分と共有・ディスカッション20分とする。意見出しはGoogle Jamboardに付箋を貼る形で進める。」と報告されている⁽¹⁴⁾。内容的には、短い時間でのワークショップでもあり、特筆すべき成果は希薄であったように思われる。

3 全国図書館大会「群馬分科会」

「群馬分科会」は、第6分科会図書館情報学教育「社会の変化に対応した新しい『大学において履修すべき図書館に関する科目』」を分科会テーマとして開催した。

「群馬分科会」は、4つの報告で構成されている。報告を列挙する。

- ・角田裕之「『大学において履修すべき図書館に関する科目』の検討総論」
- ・下山佳那子「図書館基礎に関する科目、選択科目の検討」
- ・坂本俊「図書館サービスに関する科目についての検討」
- ・長谷川幸代「情報資源に関する科目の検討」

このうち、角田による報告は、タイトル中にもあるように総論である。他の3つの報告が、「研究集会」でも使用した3つの科目区分（基礎科目、図書館サービスに関する科目、情報資源に関する科目）、及び、選択科目である⁽¹⁵⁾。

本章では、それらの提案を個々に示し、検討を進める。なお、図書館サービスに関する科目、及び、図書館情報資源に関する科目の検討は、後の4章以降の各論で扱う。

3.1 「大学において履修すべき図書館に関する科目」の検討総論

検討総論の核となる提起は次の3点である。

- (1)「甲群科目については、科目構成の『概論—論—演習』を『概論—論』として、『演習』科目の設定は廃止する。」⁽¹⁶⁾

提案の骨子では、司書課程全体にかかる概論を図書館基礎科目内に置き、「生涯学習概論」、「図書館概論」の2科目とした。総論中で、「概論一論」の枠組みを提案しており、この縛りは概念的には、図書館サービスに関する科目、及び、図書館情報資源に関する科目に及ぶ。

大学設置基準は第25条において「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」と定めており、講義と演習の併用には問題はない。すでに基礎科目内における「図書館情報技術論」は講義と演習を併用する科目としての運用を想定している。今回はこれを図書館サービスに関する科目、図書館情報資源に関する科目にも広げる提案である。

(2) 「科目の中で必要に応じて演習を行い、科目の内容の中で明示する。」⁽¹⁷⁾

「科目の中で」の意味は、独立した「△△演習」科目を設けない、という意味である。「科目の内容の中で明示」とは、「〇〇論」の内コマで必要な演習も組み込み、シラバスにも明記せよ、ということである。

図書館サービス、パブリックサービスに関する科目群では、情報サービス論が情報サービス構築論、情報サービス提供論の2科目構成と手厚くなった。半面、情報サービス演習という演習科目がなくなっている。一方、情報資源、テクニカルサービスに関する科目では、情報資源組織論が書誌記述論、主題分析論の2科目構成と手厚くなった。半面、情報資源組織演習という演習科目がない。改定案の方向性は、講義科目を補強し、代替として演習科目を減ずる内容である⁽¹⁸⁾。このように、「〇〇論—△△演習」の系を廃止したことにより、「半期2単位」に収束させた。

(3) 個々の科目における教授項目数を10項目に統一

概論、〇〇論共に、教授項目数を10項目に統一し、半期15コマの残り5コマを授業担当者の運営に委ねている。これは、現行の司書養成科目においても、講義9科目はすべて授業項目数を10に統一していることを継承したと考えられる。

これらの提案のうち(1)と(2)は関連している。講義に演習を組み込む提案の問題点については、以下の個別科目において詳述するが、演習を含む場合には、一クラスを受講者数の上限は講義のみの場合に比して小規模になる。コンピュータを用いた演習の場合には教室の収容人数の上限もある⁽¹⁹⁾。必要に応じて助手の手配も生じよう。演習が演習もどきに終始し、実態を伴わない懸念が残る。

なお、同報告では、「短期大学における『図書館に関する科目』の提供について」、「司書・司書補講習について」、「図書館実習について」、「現行と案の比較と読み替えについ

て」も報告しているが、科目内容検討の内実とは異なる行政的な検討内容であるので、本稿では検討対象から除く。

3.2 図書館基礎に関する科目

ここでは、図書館基礎に関する科目について検討を進める。なお、改定案では「図書館実習」について触れた箇所において、図書館実習の対象を、「図書館法二条に定める図書館、主には公立図書館」⁽²⁰⁾としている。このことは「図書館実習」の科目のみならず、「図書館に関する科目」の「図書館」にすべて共通する指摘であると類推できる。しかし、図書館法の第5条1項が司書講習であった時代から、長らく他の館種でも司書資格を準用してきた点への配慮、言及は見られない。

また、用語「図書館」は、公立図書館を指す場合と全図書館種を意味する一般用語との二重使用が行われている。提案は用語法に混乱がある。次の「図書館概論」を例に指摘する。

3.2.1 図書館概論

図書館概論の教授項目が、10項目示されている⁽²¹⁾。しかし、項番1) 図書館の構成要素と機能、3) 知的自由と図書館、6) 図書・図書館史の基礎、8) 館種別図書館の現状と動向、10) 図書館情報学と関連領域での用語「図書館」の語彙は、明らかに一般用語としての使用である。すなわち、冒頭の「1 検討の概要」で記したように、今回の「司書科目(案)」は、公立図書館における司書を対象としたものであるが、科目概要(案)での用語法は、語彙「図書館」を公立図書館に限定した使用ではなく、図書館一般と解釈できる。

項番5) 図書館のステークホルダー(類縁機関、関係団体、ボランティア等)では、現行「図書館概論」の項番(9) 図書館の類縁機関・関係団体を拡張したと類推する。しかし、ステークホルダーという語は「利害関係者」を意味する。公立図書館のステークホルダーの筆頭は、当該図書館を設置している地方公共団体の住民⁽²²⁾であろう。次に同教育委員会、首長部局、庁内部局、地方議会などが関わる。また、図書館協議会を設置している公立図書館にあっては、当該協議会委員もステークホルダーであろう。さらには、公立図書館の運営委託等が進行する中では、運営等の受託事業者も隠れたステークホルダーではなかろうか。提案におけるステークホルダーの範囲は、恣意的ではないのか。図書館を取り巻く機関等との協力関係を構築する話と、利害関係者の支持を得る話とは切り分けて考えるべきではないか。

3.2.2 図書館情報技術論

図書館情報技術論では、教授項目（案）として10項目が示されている。全体で15コマの授業時間の残りの5コマの配分を、図書館情報技術論の中で工夫することになる。

項番4)にコンピュータ・アルゴリズムの実際（新設）がある。提案の要点では、「簡易なプログラミングの演習を通じてコンピュータ・アルゴリズムを理解することが、図書館業務システムの理解につながる」⁽²³⁾とある。

しかし、たった1コマの授業時間での内容展開は困難である。教授者の任意展開の5コマのうち数コマの追加が求められるが、他の教授項目においてもコマ数の追加が必要であり、配分に苦慮しよう。

さらに項番5)図書館業務システムの仕組み、項番6)図書館業務システムの実際（要求仕様書作成、システム導入・評価など）も、注意を引いた。

基本的には図書館業務システムは書誌データベースと利用者データベースを核とするシステムである。しかし、図書館業務システムといっても、単独館、複数館、地域ネットワーク図書館システム等々で、業務システムの異なる属性が存在している。

単一組織内の複数館システムであれば、例えば、貸出、返却の規則は同一である。一方、地域ネットワーク図書館システム間であれば、相互協力協定を軸に貸出、返却のルールが適用されよう。

また、貸出・返却システムにおいては、貸出期限管理、予約管理等の業務でシステムが参照するデータ項目が異なる。貸出期限業務においては、個別資料の登録番号（財産管理番号）単位をコントロールする。予約管理業務では、返却された資料を順次に予約者に適用していくため、予約トリガーは書誌レコードの出版物理単位で働かせる。

これらの基礎的な構造関係の理解が基礎科目として肝要ではなかろうか。なお、図書館システムでは、地域学校図書館支援システムなども必置であろう。

要求仕様書作成、システム導入・評価などの項目は、業務遂行上の必須項目ではあるが、前述した基礎的な構造関係の理解があつてこそ可能と考えられる。基礎学習の範囲では、ハードルが高くはないだろうか⁽²⁴⁾。あるいは、システム導入の流れを説明するに留まるのであろうか。

また、平成29年告示の新学習指導要領を背景に考えれば、高等学校普通科において、「情報Ⅰ」は必須科目である。司書課程が大学・短大生を主な対象としていることに鑑みると、「情報Ⅰ」の教育内容との接合性についても配慮が必要ではないだろうか。

3.2.3 図書館制度・経営論

図書館制度・経営論の教授項目、科目概要（案）は、表3としてまとめられている。ここでは以下の2項目に着目した。

項番8)には、図書館施設の基礎と、図書館の管理運営形態の多様化という異なる質の項目を並置している。近年、空調設備、昇降設備、防災設備などに限定されず、安全管理、防犯設備、ネットワーク通信環境提供、情報セキュリティ確保など設備面の提供要求は高まっている。また、設備面での要求内容は日進月歩の感がある。

こうした点から、図書館施設の基礎は、図書館施設・設備の基礎とするのが適切であろう。提案の要点では、「現行『図書館の施設・設備』から『図書館施設の基礎』へ変更（選択科目『図書館施設論』との関連性を表すため）」と解説があるが、むしろ選択科目「図書館施設論」のほうを「図書館施設・設備論」とすべきではないか。

また、複合施設内に設置される図書館が増加してきたことも学習対象であろう。一方、図書館の管理運営形態の多様化は、項番6) 公共機関・施設の運営方法との方が親和性が高いのではないか。

項番10) 図書館事業の計画と評価については、計画、評価のいずれの側面においても、EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) が必要である。

なお、項番10) の「計画と評価」に含まれているのであろうが、例示がないので敢えて指摘しておく。制度・経営論においては、当該組織のポリシー、ミッション、戦略、戦術について触れておくことが望ましい。さらに、図書館経営の評価軸としてインプット、アウトプット、アウトカム指標にも言及を望んでおきたい。

3.2.4 選択科目

選択科目のうち、図書館基礎特論、図書館サービス特論、図書館情報資源特論について、教育内容の例を記述することを提唱しているが、具体的には図書館基礎特論を対象とした例示に留まっている⁽²⁵⁾。

図書館実習は、「図書館法2条に定める図書館、主には公立図書館において30～45時間行う場合のみ」を対象とすると、実習組織、実習時間の両方の縛りをかけている。半面、「時間数が30時間に満たない場合」、図書館総合演習の名称を用いることを提唱している。

実習先の確保の困難といった事情により、図書館実習の規定する実習組織外に依頼せざるを得なかったり、実習先の事情により実習時間を制限せざるを得ない事態を想定した提案と考えられる。しかし、これを「図書館実習」として認めることはできない。図書館総合演習を使わざるを得ない場合もあろう。しかし、受講生から見て実態として実習であるものに図書館総合演習の名称を用いるのは明らかに「抜け道」であり、これを部会があたかも推奨しているように見えるのは問題ではないか。選択科目という点において同一レベルの科目において、科目内実を逸脱した提案に思われる。

3.3 図書館サービスに関する科目

図書館サービスに関する科目についての検討報告は、コア科目（必須）である図書館サービス概論、情報サービス構築論、情報サービス提供論、乙群科目（選択科目）図書館サービス特論、丙群科目（選択必須）「特定の利用者集団に対するサービス科目」⁽²⁶⁾の3群に対応している。

3.3.1 図書館サービス概論

図書館サービス概論では、「資料」という名称を「情報資源」へと置き換えている。

項番9)「ユニバーサルサービス」として、現行の障害者サービス、高齢者サービス、多文化サービスを一括して1コマを割り当てている。なお、「ユニバーサルサービス」の個々のサービスの発展的学習は、丙群科目（選択必須）に委ねている。

また、提案では「現行の10)『利用者に対する接遇・コミュニケーション、広報』に関しては、別の科目に移すこととし」、とあるが、移動先は不明である。

3.3.2 情報サービス構築論

3.3.1で述べたように情報サービスに関する科目では、旧来の情報サービス論が、情報サービス構築論、情報サービス提供論の2科目に展開され、一見、手厚くなったように見える。半面、旧来の「情報サービス演習」は廃止され、演習は適時、上の講義2科目中での実施となっている。

情報サービス構築論では、項番1) 情報社会と図書館における情報サービスから、項番7) 文献検索情報源の評価の実際までは、現行の「情報サービス論」を引き継いだとする。しかし、演習実施の旨をシラバスに明記することというガイドラインだけでは、「畳の上の水練」を脱する実効性に疑問が残る。

現行の情報サービス演習から組み入れたものとして、項番9) データベース構築の実際、項番10) 情報サービスの設計を掲げている⁽²⁷⁾。しかし、項番10) 情報サービスの設計の事項は、現行の情報サービス演習での項目との対比が不明確である。

また、項番5) 事実検索情報源の評価の実際、項番7) 文献検索情報源の評価の実際は、「それぞれ情報源に応じた演習を想定」⁽²⁸⁾とする。しかし、提供されるデジタル情報が、映像、音声等々多岐にわたる現在では、この二分法は時代遅れの感を免れない。さらに、各種の悪意あるサイトや生成 AI 情報などへの目配りも必要である。

3.3.3 情報サービス提供論

情報サービス提供論では、現行の「情報サービス演習」を基とした組み換えを行い、項番を7項目から10項目に拡張した。また新規の項目として、項番10) 図書館利用教育

(情報リテラシーの教育を含む)を設けている。従来から情報リテラシーの教育の範囲は、検索、評価にとどまっていたが、新しい科目展開では取得した情報の活用、発信にまで射程を伸ばせないだろうか。

3.3.4 丙群（選択必須科目）：特定の利用者集団に関するサービス科目

丙群科目は、特定の利用者集団に関するサービス科目として、利用者の属性から4区分のサービスの選択必須科目とした。

例えば障害者サービスでは、大活字本、オーディオブック、音読サービス、触る絵本、布の絵本など各種のアクセスツール提供サービスが実施されてきた。しかし、例えば高齢者の視覚や聴覚の困難進行などは、高齢者サービスであり、障害者サービスでもある。また、LLブックなども複数のサービスに活用される。

現行科目の児童サービス論（2単位）では、乳幼児サービスやYAサービスの豊かな実践例も開拓されてきた⁽²⁹⁾。選択必須科目として1単位に縮小することで、これらの豊かな実りが立ち枯れないことを強く願う。

なお、日本図書館協会の児童青少年委員会は2023年6月、「日本図書館協会図書館情報学教育部会「大学において履修すべき図書館に関する科目」（案）に対する児童青少年委員会の意見」として、「公共図書館の現場の状況、今後も高まるであろう児童サービスの重要性を考えると、必修科目として「児童サービス論」（2単位）と「児童資料論」（2単位）が必要である」⁽³⁰⁾と提言している。

しかしながら、24単位案を前提として検討を行うのであれば、児童青少年委員会は、全体の科目、単位配分で何を削減するかを示す責任があろう。また、公立図書館における司書専門職制度が多く自治体で希薄な中において、その中の「児童図書館員（児童サービス担当者）」を「基盤的なサービス」を担う（専門的）司書の養成と直結させるのは、論理の飛躍である。逆に、総単位数の増加を主張するのであれば、全科目の科目内容、科目単位を示す必要があるし、また、短期大学における養成、司書講習での養成も含めて、案を示す必要がある。

3.3.5 乙群（選択科目）：図書館サービス特論

図書館サービス特論に関しては、「以下の内容例示を行う」として、5項目のみを例示しているが、この「例示し紹介するに留める」の意味は「群馬分科会」の報告時点では不明確である。

3.4 情報資源に関する科目

「群馬分科会」での情報資源に関する科目については、長谷川幸代が報告している。

この科目の報告は、他の報告と比して展開の仕方が特異である。冒頭に「情報資源に関する科目の現状」を報告し、続けて「改定の方向性」へと続けている。以下、詳細な検討を進める。

3.4.1 情報資源に関する科目の現状と対応

情報資源に関する科目の現状について、三つの報告がなされている。

第一は、現行の司書課程での実施状況である。「必須科目として『図書館情報資源概論』『情報資源組織論』が設置されており、それぞれ2単位で30時間となっている。また、『情報資源組織演習』は2単位であるが、実際には60時間で実施している大学がほとんどである。」⁽³¹⁾とある。

内容をかみ砕けば、「情報資源組織論」（講義）は、2単位で30時間とすれば半期の講義科目であり、その中で記述目録法関係と主題索引法関係を講義している。一方、「情報資源組織演習」は、2単位60時間とすれば、演習科目を記述目録法演習関係と主題索引法演習関係として実質には2科目扱いとし、成績評価を合算で行う方式であろう。

第二は、「司書教諭課程では、『学校図書館メディアの構成』が2単位30時間となっている。」⁽³²⁾点についてである。ここで、科目「学校図書館メディアの構成」の実質内容は、「図書館情報資源論」、「情報資源組織論」に学校図書館という場の限定をかけた科目内容と言えよう。

第三に、「学校司書に関する科目としては、『図書館情報資源概論』『情報資源組織論』それぞれ2単位30時間、『情報資源組織演習』が2単位60時間を割り当てる形で実施されている。」⁽³³⁾としている。学校図書館法の改正に伴い、学校司書の養成にかかる制度の設計時には、対応する司書課程科目は、「情報資源組織論」、「情報資源組織演習」であった⁽³⁴⁾。

以上の3点ともに、現行制度の報告に留まる。今回の「群馬分科会」での報告において、次の「改定の方向性」以降の提案によって、これらが受ける影響や、それに対する対応策を、第二、第三の事項については示していない。

司書教諭課程、学校司書養成カリキュラムは司書課程と別の仕組みであるから、言及を控えたのであろうか。しかし提案の提起主体は図書館情報学教育部会であり、部会の守備テーマ範囲は司書教諭、学校司書の養成に及ぶはずである。仮に「群馬分科会」のテーマが「司書養成制度・科目」であるとしても、司書教諭、学校司書の養成にかかる項目については、改めて識見を提示する社会的責任が求められよう。

3.4.2 改定の方向性

改定の方向性以降の報告は、司書養成課程にのみ絞っている。ここでの長谷川報告は、

角田が総論で示した内容を重ねて示したものである。

3.4.3 科目の名称（授業時間と単位数）

「科目の名称」で論じているのは、単に科目名称の変更提案ではない。新科目名称案のもとに示しているのは、『情報資源組織論』の2単位30時間、『情報資源組織演習』の2単位60時間を、『書誌記述論』と『主題分析論』の各2単位30時間にする」という内容である。これは実際には、科目「情報資源組織演習」を削減し、「演習科目は廃止、科目の中で必要に応じて演習を行い…」という枠組みを援用した提案である。

「単位数の変更は無いが、時間数は削減となる」⁽³⁵⁾と述べるが、講義論述を優先し演習の実際を縮小・削減する案である。司書という職は、理論のみならず業務の実践過程での研鑽、学習の中で成長するものであり、実践過程での基礎となる組織法演習を実質では抹消している。

情報資源に関する科目群から情報資源組織論を充実し、情報資源組織演習を縮小・削減することの妥当性を、改めて真正面から問うべきである。

3.4.4 図書館情報資源概論

図書館情報資源概論では、「図書館業務と情報資源に関する知識というところを削除して、情報資源の歴史を追加すること。」「メディア史に該当する部分をより詳しく取り扱う。」とする⁽³⁶⁾。検討会案では、「2. 印刷資料・非印刷資料」から「5. 灰色文献」までが対応箇所と類推する。

しかしこの区分展開は従来の図書館資料論の範囲であり、メディア史との看板を掲げるには不足である。第一にメディア史は口承・伝承メディアと記録メディアから始まる。記録メディアでは情報表現形態で、表象、記号、文字、絵画、音声、動画、観察・実験データ、治験データ等々があることを指摘しておきたい。それらのうちで、図書館情報資源という縛りを得て、どの範囲にメディア種別を収束させるかが肝要であろう。

むしろ、図書館情報資源という括りでは、従来の物理的資料と非物理的資料（電子資料）という枠を超えて、図書館所蔵の情報資源からアクセス可能なネットワーク情報資源への展開が求められる。

なお、検討会案は項番8)でコレクション形成の理論、項番9)でコレクション形成の方法を取り上げている。項番10)の「資料の受入・除籍・・・」はコレクション形成に関わる実務であることを考えれば、「コレクション形成の実務」とするのが良いのではないか。

3.4.5 書誌記述論（新案）

書誌記述論では、提案に混乱を感じる。抽象から具体への概念的な流れで提案項目を組み替えれば、次のようになるのではなかろうか。

1. 書誌データ、メタデータ作成の意義と理論
2. 書誌情報の機能要件と典拠コントロール
3. 書誌コントロールと標準化
4. 図書館情報資源の特性と書誌的要素
5. 主要な書誌記述規則と記述の実際
6. アクセス・ポイント設定の実際
7. 主要な書誌記述フォーマット
8. 書誌データの作成と流通（書誌ユーティリティ）
9. リンクトデータ

なお、表2「書誌記述論」（新案）の内容案における項番4）「分類目録作業の実際」は、主題索引法の内の分類体系、分類表を使用した索引法であり、次項の主題分析論に属するものであろう。分類目録＝（記述）目録法の一部、という誤解が紛れてはいまいか。

また、書誌データの作成と流通は、書誌ユーティリティに限定されるものでなく、国立図書館による全国書誌などがある。また日本での特殊事情として、物流からの民間MARCの提供など、企業セクターによるものもある⁽³⁷⁾。

3.4.6 主題分析論（新案）

冒頭、主題分析論の名称であるが、科目名称は主題索引論がより適切と考える。その守備範囲は、いうまでもなく主題分析と主題索引付与である。

「1. 情報資源の主題分析」が全体の概論であろう。詳細は不明であるが、ここで主題という言葉の二つの意味の相違、SubjectとTopicsについて講義しておくのが望ましい⁽³⁸⁾。二つは伝統的な図書館世界では、分類法と件名法として扱われてきた。

「2. 主要な分類法」から「5. 主題分析と分類作業の実際」までの4項目は、分類法に対応している。「8. 主要な主題件名標目表」から「10. 主題分析と主題件名適用の実際」までの3項目は件名法に対応している。

2つの間に「6. シソーラス構造の理解」、「7. 主要なシソーラス」が割り込んでいるのは、理解に苦しむ。展開の時系列的にも、分類法と件名法の後に配すべきであろう。なお、言うまでもないことだが、「6. シソーラス構造の理解」の前段で、主題件名標目表とシソーラスの相違についても講義しておくことが望ましいと考える。

3.4.7 図書館情報資源特論

図書館情報資源特論の内容変更案では、大きな相違がさりげなく提示されている。検討会案の単位数の項である⁽³⁹⁾。現行の1単位15時間と異なる「1（短大）／2単位（大学）」を示した。検討会案では解説を行っていないが、同一科目に対して短大は1単位、大学は2単位を認定することと読み取れる。

この案の通りとすれば、司書課程において短大、大学で認定単位数に相違が生じる。2年間の修学課程でこれ以上の授業時数の増加を望まない短期大学司書課程、情報資源組織演習の削除に抵抗を持つ大学司書課程との折衷案なのであるか。

しかし、こうした適用法を敷衍すれば他の科目群でも展開が可能となる。司書課程の資格付与を大学修了、短大修了とする根本的な仕組みの逸脱を招きはしないだろうか。

さいごに

以上、「大学において履修すべき図書館に関する科目」について、日本図書館協会図書館情報学教育部会の役員会を中心とした提案を対象に、提案科目群の内容、適切性等について検討を進めた。

冒頭で記した3つの資料に基づいて検討したが、いずれの資料も悉皆的、網羅的でなく、改定提案の全体像に欠けがある。また、日本図書館協会図書館情報学教育部会のHPには、本稿の執筆時点で新しい情報の掲載はない。

提案に対する活発な意見交換、議論を進めるためにも、部会HPにまとまりのある形（例えば、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館員に関する科目の在り方について」（提案）日本図書館協会図書館情報学教育部会 幹事会）での公開を経た、部会での活発な議論の展開を望みたい。また、日本図書館情報学会、日本学校図書館学会、日本図書館研究会やJLA 学校図書館部会等の関係団体との意見交流の機会も得たい。

なお、平成21年2月、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）これからの図書館の在り方検討委員会」が、示した次の3つの事項については、「群馬分科会」記録では、具体的な検討の言及はなかった。

- ・「Ⅱ. 図書館に関する科目の各科目の考え方〔授業時数〕
- ・「Ⅲ. 司書養成に関するその他の事項」
- ・ ・我が国においても図書館の専門的職員の養成に関する大学院での教育体制を整備する方向で関係者間の検討を期待。
- ・ ・司書講習を受講して司書資格を取得する要件にある「大学」卒業の対象を、短期大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めるものにも拡大することが適当。ただし特に、「Ⅲ. 司書養成に関するその他の事項」の各項目は、多くの困難が横た

わっている。関係する試行的な試みには、日本図書館情報学会が科学研究費補助金を得て実施した liper プロジェクトの試みがあった⁽⁴⁰⁾。

一方では、社会人大学院等の拡大と平仄をあわせて社会人のリカレント学習を旨に、社会人大学院生の入学、成果発表も拡大してきている。

さいごになるが、「大学において履修すべき図書館に関する科目」を提案され、考察の切っ掛けを与えていただいた日本図書館協会情報学教育部会の部会長をはじめとする幹事の方々に深く感謝いたします。

注・引用文献

- (1) 図書館法第5条1項が、「大学（短大を含む）で、文部科学省令で定める科目を履修し、卒業した者」である。なお、2項は司書講習の修了者の条項、3項は司書補等で3年以上の勤務経験者で司書講習の修了者の条項である。

図書館法施行規則では、第1条において、図書館法第5条1項に規定する図書館に関する科目を定めている。

- (2) 第32期（2021-22年度）の「部会」役員は、次の通りである。

部会長 大谷康晴（青山学院大学）

幹事（50音順）

青野正太（駿河台大学）、石井大輔（聖徳大学）、伊藤真理（愛知淑徳大学）、

坂本俊（聖徳大学）、下山佳那子（八洲学園大学）、角田裕之（鶴見大学）、

長谷川幸代（跡見学園女子大学）、柳勝文（龍谷大学）

- (3) 先読みではあるが、仮に2024～2025年度に協力者会議が成案を得たとしても、省令改正が2025～2026年度となろう。実際の教育課程に反映されるのは、2028年度の入学生からであろう。現行の司書養成課程の科目実施後、18年程度の経過での変更となる。

1990年代後期のインターネット普及期に、「ドッグイヤー」という言葉が流布したことがあった。犬は人間の7倍速く年を取ることから、実社会とインターネット空間との変化状況のスピード差を比喻した言葉であった。昨今、生成 AI 等の進展を受け、変化は加速しているように思われる。

- (4) 第108回全国図書館大会群馬大会（2022年大会）は10月6日～7日にオンライン形式で開催された。大会動画は10月6日から11月30日までインターネットで配信された。

日本図書館協会「全国図書館大会」<https://www.jla.or.jp/tabid/400/Default.aspx>

[引用日：2023-11-25]

- (5) これからの図書館の在り方検討協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」平成21年2月

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm

[引用日：2023-11-25]

- (6) 2022年5月15日、Zoom によるオンライン開催。

- (7) 「2022年度第1回研究集会在開かれました」『会報』第134号，2022.10，p.9-13.

<https://www.jla.or.jp/divisions/kyouiku/pub/kaihou/tabid/376/Default.aspx>

[引用日：2023-11-25]

(8) 第108回全国図書館大会群馬大会（2022年大会）2022. 10. 6～10. 7. 第6分科会 図書館情報学教育「社会の変化に対応した新しい『大学において履修すべき図書館に関する科目』」同大会『記録』所収, p.89-97.

(9) 前掲(7)

(10) 前掲(8)

(11) 「第108回全国図書館大会群馬大会 第6分科会報告」『会報』第135号, 2023. 20, p.1-11.
<https://www.jla.or.jp/divisions/kyouiku/pub/kaihou/tabid/376/Default.aspx>

[引用日：2023-11-25]

なお、前掲(8)の大会記録（p.89-97）と比較して、『会報』第135号での差異は次の通りである。

- ・〈報告者〉4名の所属の内部組織名、及び職位の省略。
- ・些細な表現の「言い回し」の変更。p.2. 右欄, p.3. 右欄など。趣旨に変容はない。
- ・p.9. 右欄。「現在学校司書モデルカリキュラムの中で設定されている科目として、『情報資源組織概論』2単位30時間と、『情報資源組織論』2単位30時間、『情報資源組織演習』2単位60時間がある。これを『情報資源組織概論』2単位30時間は変わらず、『情報資源組織論』と『情報資源組織演習』の2科目を『書誌記述論』2単位30時間と『主題分析論』2単位30時間と読み替えることになる。論と演習」。が、大幅に欠落している。次号の『会報』での訂正が必要である。

(12) 前掲(8) p.89.

(13) 前掲(7) p.9-10.

(14) 前掲(7) p.10.

(15) 司書科目について、前回の司書科目の改定時に同様の科目区分において検討した初期の論文に、例えば次がある。

杉本節子, 北克一「大学において履修すべき図書館に関する科目の構成構造と展開の考察—司書養成教育のさらなる充実の視点から—」『情報学=Journal of Informatics』5(1), 2009. 5
<https://creativity.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/73> [引用日：2023-11-25]

なお、その後の司書、司書教諭、学校司書の養成、さらにそれぞれの研修等についての考察、我々の足掛け15年間に及ぶ活動は、巻末の参考文献を参照されたい。

本稿は、これらの営為の延長上にある。

(16) 前掲(8) p.89.

(17) 前掲(8) p.89-90.

(18) 幾分、「量の上の水練」の懸念がぬぐえないが、詳述は各論で扱う。

(19) 昨今はBYOD (Bring Your Own Device) が徐々に進み、教室の収容人数の縛りはなくなってきている。初等中等教育におけるGIGAスクール構想によって、この傾向は今後一層進むと考えられる。しかしこの場合にも、指導時には各自のOSや応用ソフトのバージョンの違いにも留意せねばならず、受講者数には一定の上限を設ける必要が生じよう。

(20) 前掲(8) p.93.

(21) 前掲(8) p.91. 表1「図書館概論の教授項目、科目概要(案)」

(22) ただし、多くの公立図書館では、貸出対象の利用者の範囲を居住、勤務、通学として運営している。

(23) 前掲(8) p.92.

(24) 例えば、要求仕様書を単独の図書館で作成でき、複数のシステム提案書比較・評価できる館の存在は、どれほど存在するのであろうか。

- (25) 前掲(8) p.93.
- (26) 前掲(8) p.93.
「児童サービス論」、「高齢者サービス論」、「障害者サービス論」、「多文化多言語サービス論」の4科目中の1科目以上の選択必須制となる。多くの司書課程において、1科目のみの開講状態が危惧される。
- (27) 前掲(8) p.94.
- (28) 前掲(8) p.94.
- (29) 例えば、日本図書館協会児童青少年委員会（委員長 島弘）「日本図書館協会図書館情報学教育部会「大学において履修すべき図書館に関する科目」（案）に対する児童青少年委員会の意見」2023年6月19日の「3 求められている児童サービス担当者」の項を参照。
<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jidou/iken.pdf> [引用日：2023-11-25]
- (30) 同上。
- (31) 前掲(8) p.95.
- (32) 前掲(8) p.95.
- (33) 前掲(8) p.95.
- (34) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「学校司書の資格・養成等の在り方について（素案）」学校司書の資格・養成等に関する作業部会（第2回）平成28年7月16日 配布資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/115_1/shiryo/1374707.htm
[引用日：2023-11-25]
- (35) 前掲(8) p.96.
- (36) 前掲(8) p.96.
- (37) 民間企業による図書館サービスは、資料物流、MARC 提供から、図書館業務受託等へと拡張している。
- (38) 北克一，村上泰子『資料組織演習：書誌ユーティリティ、コンピュータ目録 改訂第4版』エム・ビー・エー，2017，p.158.
- (39) 前掲(8) p.97. 表4「図書館情報資源特論」の検討会案の単位数の項目
- (40) 「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」研究班『liper 報告書』更新：2006-01-23
<https://old.jslis.jp/liper/report06/report.htm> [引用日：2023-11-25]
なお今回の「司書科目案」を提示した日本図書館協会図書館情報学教育部会の大谷康晴現部会長は、LIPER 研究においては、公共図書館班の一員として、3件の研究発表に関わっている。

参考文献：

- 『情報学 Journal of Informatics』 ISSN：1349-4511
<https://kiyo.info.gssc.osaka-cu.ac.jp> [引用日：2023-11-25]
- ・北克一，杉本節子「司書養成科目の構成構造とその関係性の考察—司書課程の経営の視座から—」4(1)，2007. 12.
 - ・杉本節子，北克一「大学において履修すべき図書館に関する科目の構成構造と展開の考察」5(1)，2009. 5.
 - ・川瀬綾子，北克一「司書教諭講習科目『学校図書館メディアの構成』、『情報メディアの活用』関係テキストに見る OPAC，総合目録等の取扱いの検証」6(1)，2010. 5.
 - ・川瀬綾子，北克一「司書教諭講習科目の科目間構成構造と総論科目『学校経営と学校図書館』

- の講義要綱の考察」8(1), 2011. 5, p.49-58.
- ・横谷弘美「図書館と情報通信技術をめぐる：司書養成課程の新しい省令科目に関する一考察」8(1), 2011. 5, p.59-68.
 - ・吉田大介, 北克一, 杉本節子「司書課程科目『図書館情報技術論』の科目内実の展開構想」8(2), 2011. 11, p.32-38.
 - ・横谷弘美「図書館と情報通信技術をめぐる(2)：省令科目『図書館情報技術論』に関する研究」9(2), 2012. 9.
 - ・米谷優子「児童図書館員養成に求められる授業内容：『児童サービス論』教科書分析の批判に関して」10(2), 2013. 2.
 - ・川瀬綾子, 北克一「学校図書館法改正と学校司書養成の課題」12(1), 2015. 5, p.63-78.
 - ・川瀬綾子, 北克一「学校司書養成と学校司書研修についての諸案の検討」12(2), 2015. 10, p.124-134.
 - ・川瀬綾子, 西尾純子, 森美由紀, 北克一「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による『これからの学校図書館の整備充実について(報告)(素案)』に対する考察」13(2), 2016. 10, p.9-21.
 - ・川瀬綾子, 西尾純子, 森美由紀, 北克一「『学校司書の資格・養成の在り方について』の検討—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議・作業部会—」13(2), 2016. 10, p.28-38.
 - ・川瀬綾子, 西尾純子, 森美由紀, 北克一「『学校図書館職員問題検討会報告書(案)』等の学校司書養成カリキュラムの検討」13(2), 2016. 10, p.39-56.
 - ・西尾純子, 川瀬綾子, 森美由紀, 北克一「全国学校図書館協議会『学校司書の資格について』の検討—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議への提出文獻—」13(2), 2016. 10, p.57-66.
 - ・森美由紀, 西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「『デジタル教科書の位置付けに関する検討会議 中間まとめ』の検討」13(2), 2016. 10, p.67-86.
 - ・川瀬綾子, 西尾純子, 村上泰子, 北克一「教育の情報化時代の学校経営と学校図書館の役割」14(2), 2017. 10, p.33-57.
 - ・西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「学校司書養成にかかる履修証明プログラムの現状と課題」14(2), 2017. 10, p.58-73.
 - ・村上泰子, 川瀬綾子, 西尾純子, 北克一「新学習指導要領における学習の基盤となる資質・能力の育成とIoT時代の学校図書館—高等学校学習指導要領を包含して—」15(2), 2018. 11, p.73-87.
 - ・川瀬綾子, 西尾純子, 北克一「学校司書の研修・養成にかかる各種プログラムの現状と課題」15(2), 2018. 11, p.96-113.
 - ・西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「学校司書養成にかかる『学校図書館サービス論』のシラバスの検討」15(2), 2018. 11, p.114-123.
 - ・西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「司書教諭講習科目の再検討～20年間の時間経過を踏まえて～」15(2), 2018. 11, p.124-139.
 - ・西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「全国SLA『学校司書養成科目シラバス』(第一次案)の検討その1 学校司書養成独自科目」15(2), 2018. 11, p.140-155.
 - ・川瀬綾子, 北克一「全国SLA『学校図書館司書教諭講習講義要綱』改訂版(第一次案)の検討」15(2), 2018. 11, p.156-181.

- ・川瀬綾子, 西尾純子, 北克一「全国 SLA『学校司書教諭講習講義指針』及び『学校司書のモデルカリキュラム講義指針(2019年1月1日)の検討—『学習指導と学校図書館』, 『読書と豊かな人間性』—」16(1), 2019. 6, p.10-27.
- ・西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「全国 SLA『学校司書のモデルカリキュラム講義指針』の検討 その2 学校司書独自科目」16(1), 2019. 6, p.28-44.
- ・川瀬綾子, 西尾純子, 北克一「全国 SLA『学校図書館に関する職務分担表』(2019年1月1日)の検討—司書教諭と学校司書—」16(1), 2019. 6, p.45-55.
- ・西尾純子, 川瀬綾子, 村上泰子, 北克一「教育の情報化における GIGA スクール構想と学校図書館」18(1&2), 2021. 11, p.1-14.
- ・川瀬綾子, 北克一「小学校学習指導要領改訂と情報教育—令和3(2021)年度からの実施を踏まえて—」18(1&2), 2021. 11, p.15-26.
- ・川瀬綾子「中学校学習指導要領改訂と情報教育—令和3年(2021)年度からの実施を踏まえて—」18(1&2), 2021. 11, p.27-35.
- ・川瀬綾子, 北克一「高等学校普通科の教科『情報』の変遷と課題—令和4年度(2022年度)からの実施を踏まえて—」18(1&2), 2021. 11, p.36-51.

(むらかみ やすこ。

きた かついち。

2023年11月27日受理)